

議案第 15 号

東京都板橋区職員の倫理の保持及び公益通報に関する条例
の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 2 年 2 月 17 日

提出者 東京都板橋区長 坂 本 健

東京都板橋区職員の倫理の保持及び公益通報に関する条例
の一部を改正する条例

東京都板橋区職員の倫理の保持及び公益通報に関する条例（平成 18
年板橋区条例第 38 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 号中「及び同条第 3 項第 3 号」を「並びに同条第 3 項第 3
号及び第 3 号の 2」に改める。

第 5 条第 2 項第 1 号中「同条第 4 項」を「同条第 5 項」に改める。

付 則

この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

（提案理由）

地方公務員法及び地方自治法の改正に伴い、所要の規定整備をする必
要がある。